

平成 19 年 5 月 14 日
内閣総理大臣決裁
平成 21 年 8 月 26 日
一部 改正
平成 24 年 2 月 10 日
一部 改正

- 1 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年法律第51号)附則第3条の規定を踏まえ、関係省庁の密接な連携の下に法令上の年齢条項について総合的な検討を進めるため、内閣に、年齢条項の見直しに関する検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会の構成は、次のとおりとする。ただし、委員長が必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

委員長 内閣官房副長官(事務)

構成員 内閣官房副長官補

内閣法制次長

内閣府事務次官

復興庁事務次官

総務事務次官

法務事務次官

外務事務次官

財務事務次官

文部科学事務次官

厚生労働事務次官

農林水産事務次官

経済産業事務次官

国土交通事務次官

環境事務次官

防衛事務次官

警察庁長官

金融庁長官

消費者庁長官

- 3 委員会に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で委員長の指名する官職にあるものとする。
- 4 委員会の庶務は、関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各号に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。